

がん検診受診券について

個人通知する受診券・対象者

対象となる人には個人通知します。届いた案内文や注意事項をよくお読みになって、健康管理にお役立てください。
無料となる券については、検診当日に提示が必要です。

受診券の種類	対象者	通知時期						
がん検診 受診券	亀山市国民健康保険に加入している人 (令和7年4月20日時点)	5月下旬頃  ※オレンジ色の封筒						
	過去2年間に市のがん検診の受診歴がある人							
	令和7年度に62歳になる人 (昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生まれの人) 無料							
	子宮頸がん検診無料クーポン対象者 令和7年度に21歳になる人 (平成16 年4月2日～平成17年4月1日生まれの人) 無料							
肝炎ウイルス 検診無料券	肝炎ウイルス検診無料対象の人 ※過去に市の肝炎ウイルス検診を受けたことのある人は対象となりません。 <table><tr><td>40歳 昭和60年4月2日～ 昭和61年4月1日生まれの人</td><td>55歳 昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日生まれの人</td></tr><tr><td>45歳 昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日生まれの人</td><td>60歳 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日生まれの人</td></tr><tr><td>50歳 昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日生まれの人</td><td>65歳 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれの人</td></tr></table>	40歳 昭和60年4月2日～ 昭和61年4月1日生まれの人	55歳 昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日生まれの人	45歳 昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日生まれの人	60歳 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日生まれの人	50歳 昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日生まれの人	65歳 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれの人	5月下旬頃  ※圧着ハガキ
40歳 昭和60年4月2日～ 昭和61年4月1日生まれの人	55歳 昭和45年4月2日～ 昭和46年4月1日生まれの人							
45歳 昭和55年4月2日～ 昭和56年4月1日生まれの人	60歳 昭和40年4月2日～ 昭和41年4月1日生まれの人							
50歳 昭和50年4月2日～ 昭和51年4月1日生まれの人	65歳 昭和35年4月2日～ 昭和36年4月1日生まれの人							

市民税県民税非課税世帯でがん検診を受診する方へ

無料 申請必要

市民税県民税非課税世帯(令和7年度)の人は、検診の自己負担金が無料となる「**検診無料対象者券**」を発行いたします。以下の手続きが必要となりますので、受診日までに余裕を持って手続きしてください。

手続き

- ①対象者確認のための同意書を提出してください
※世帯全員の記名が必要です。
※申請場所: 亀山市総合保健福祉センター
あいあい 健康政策課 健康づくりグループ(☎84-3316) (9番窓口)
- ②同意書をもって対象者確認を行います
- ③対象者と確認できましたら「検診無料対象者券」を発行します。

注意事項

- ・手続きには約1～2週間かかります。
- ・検診受診後の自己負担金の払戻しはできませんので、
検診を受診するまでに余裕を持って手続きを行ってください。

- ・令和7年1月1日時点で 亀山市に住民登録されている人が対象となります。
- ・前年中(令和6年1月1日～12月31日)に所得がない人で、市民税・県民税申告書を提出していない場合は申告が必要です。市役所1階 税務課市民税グループへ身分証を持参し申告してください。

健康診査受診券について

受診券の種類	対象者	通知時期
亀山市 特定健康診査 受診券 ※受診券が届いても国保資格を喪失すると受診することができません。	亀山市国民健康保険に加入している40~74歳の人 ※令和7年10月までに新たに亀山市国民健康保険に加入の手続きをした人はお問合せください。 (受診券は順次発送されます)	6月下旬頃 ※令和7年11月以降に加入の手続きをした人は対象となりません。 
後期高齢者 健康診査 受診券	三重県後期高齢者医療制度に加入している人 ※令和7年度に75歳の方は発送時期・有効期限等が違いますのでご注意ください。	6月下旬頃 ※三重県後期高齢者医療広域連合から発送されます。 
健康増進法 健康診査 受診券 がん検診 受診券	生活保護世帯の人 ※6月にがん検診を受診したい場合は、健康づくりグループ(☎84-3316)へご連絡ください。	6月下旬頃 

※年度内にご加入の医療保険者が変更となった場合等にはご注意ください。

※対象者以外の人には、受診券の個人通知はありません。

75歳になられる方へ

昭和25年5月~昭和26年1月生まれの方は、健診の種類、受診券の発送時期、有効期限が違いますのでご注意ください。

生年月日	昭和25年								昭和26年
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
健診の種類	後期高齢者健康診査				特定健康診査※				
受診券 発送時期	8月下旬			9月 下旬	6月下旬				
有効期限	11月30日 市内医療機関での受診は1月31日まで				注意! 誕生日前日				

※特定健康診査と特定保健指導は、ご加入の医療保険者が実施しています。
詳しくは、ご加入の医療保険者にご確認ください。